

住宅リフォーム(改修)と木材利用について

2010年9月1日

全国建設労働組合総連合
中央執行委員長 田村豪勇

「住宅リフォーム(改修)と木材利用」についての基本的な考え方

はじめに

国土交通省が基本方針を定めた「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(長期優良住宅普及促進法)」が、2008年12月に成立し、2009年6月に施行されました。「長期優良住宅」の普及・促進は「良いものをつくって手入れをして長持ちさせる」をめざすものですが、住宅リフォーム(改修)にも相通ずるものがあります。

法律の内容には、伝統的木造住宅や国産材利用、人材養成および資質の向上、木材使用に関する伝統的技術を含む技術の研究開発・成果の普及、景観配慮・地域における居住環境維持・向上などが盛り込まれました。

私たちは、従来から地域住民の住生活改善のために住宅リフォーム(改修)・耐震改修と国産材利用、人材育成に向けた取り組みを行ってきました。私たちが果たしてきた役割はまたその課題は、まさに、国が住生活基本法で打ち出した「フローからストック」への転換に寄与するものと自負しています。既存住宅のリフォームや補強を行ってこそ、長く住み続けるという政策方向と合致します。

防災、福祉、環境の観点で

防災、福祉、環境の観点で、住宅リフォームへは時代の課題にマッチしています。

震災時の被害は圧倒的に家屋の大破による圧死と火災です。大掛かりなリフォームがすぐにできなくても、基本的な防災工事として、家族の寝室などたとえ一室でも、つぶれない空間を確保すること、電気・ガスなど火の元には安全装置を設置することが切実に求められています。住民の命を守るそれへの対策は被災後における莫大な財政出動を伴う社会資本整備(インフラ整備)と対置しても事前の整備に係るリフォーム等への支出は結果として負担の軽減につながり社会的意義深いものです。

既存住宅の省エネ対応は重要な施策であることは言うまでもありません。しかし、それ以上に耐震改修を必要とする住宅は1,100万戸と言われており、国民の「命と安全・安心」を守ることは喫緊の課題です。

住宅リフォームは、「省エネ対応のみ、耐震のみ」など特定したものではなく、改修工事を通じて、広く行われるもので、住み手の資金に大きく左右されます。

また、住宅の特性は家族の状況や住宅条件を必要とし、トイレや風呂と寝室の経路

を改善する住宅リフォームだけでも、要介護者を抱える家族にとって、施設や病院から住まいに戻ったとき、住みつづけられる条件をつくることが重要です。

資源の無駄遣いをせず地球環境を守っていくうえでも、壊して大量のゴミをださないリフォームによって古い住宅を長持ちさせることは意味があります。スクラップ&ビルドの時代は終わりました。新築したり大きくすることが望まれるのではなく、住まいをコンパクトに住みやすく変える「減改築」という考え方も必然です。

21世紀の高齢化社会に、住み続けられる住まいと安全な街をつくるために、リフォームしたくてもできない低所得者への支援策や地域経済の活性化と連動させるために次に記述する助成制度の創設で、省エネ対応や耐震改修、木材利用へ誘導し促していくことが必要と考えます。

「住宅リフォーム助成制度」とは

「住宅リフォーム助成制度」とは、地域住民の住宅リフォームに際して、地元の業者がその工事を行う場合、自治体が一定の補助金を出す制度です。

個人住宅改修への助成制度は、必ずしも公共事業に位置付けられていませんが、「住まいの人権」は公共的性格の強いものであり、広い意味で公共事業とすることができます。実施している自治体当局は、「住宅改修にわずかな税金を使うことによって、地域経済の活性化と雇用の創出に直接的で大きな効果をもたらしている」また、「市の財政状況はきびしいが、建設業界にとどまらず全産業に波及する経済効果が大きいと考えた」と説明しているように、すでに実証済みです。単に、建設業界のみを「救済」するものではなく、地域経済全体に広く波及するとともに、住民の生活の質の向上に直結するという大きな社会的意義をもちます。

木材利用について

「公共建築物木材利用促進法」が、修正を経て5月19日に成立し、木材利用の促進に関する取り組みや研究、技術開発、人材育成などへの支援を努力義務としました。また、住宅に関しては「断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと」「国民の木造住宅への志向が強いこと」「地域経済の活性化に貢献すること」などを理由に、需要開拓のための支援などを行うとしています。

木材をはじめ地域産材を活用した木造住宅の振興について、大工・工務店のほか、関連産業を含めた活性化に効果的であり、経済効果という観点からも重要視していかなければならないと認識しています。

集成材や合板などを多用し木材であれば良いというものではありません。これらの製品を製造・加工する過程に莫大なCO2排出をしています。究極のCO2封じ込めである「無垢材」を徹底して推進していくことが必要だと考えています。

そのために、

- ① 伐採に軸を置いた施策ではなく、森林保全と自然乾燥を容易とする価格の安定

化を図る支援策が重要です。

- ② 国産材の流通・価格安定・品質確保への支援策も必要です。
- ③ 日本の気候・風土に適応し、「無垢材と自然素材の活用」が「癒しと安らぎをもたらす」ことへの国民的な運動とすべく啓発・啓蒙が今こそ求められています。
- ④ 「木材利用促進法」を真に活かすためには、国、各省庁はもちろんのこと、都道府県への波及がなければなりません。地域の施設を木造建築化していくうえで地域の大工・工務店への発注体制が不可欠であり、人材育成の観点からも地域工務店のネットワーク作りによって工事の受注に関与できる仕組みが必要です。
- ⑤ 木材の特性を理解し、「手刻み」などの技術を守り育てる教育が急がれます。価格競争の中で、技術・技能を持つ「ベテラン大工」でさえプレカットを余儀なくされ、このままいけば技術の継承がごく特定の人たちとなり、日本の木造住宅に責任が持てる人材が失われる心配が現実のものとなってからでは遅いのです。それだけに省庁の垣根を超えた人材育成への本格的な支援策が喫緊の課題です。